

介護保険
福祉用具購入のご案内
(簡易版)

東郷町

令和6年5月

要介護（支援）認定を受けた方が、住み慣れた自宅で安全に自立した生活を続けるために、都道府県等から指定を受けた事業者から福祉用具を購入した場合、介護保険の給付を受けることができます。

1 対象者

福祉用具の購入日が要介護（支援）認定の有効期間内にある東郷町の介護保険被保険者で、在宅生活を送っている人。

2 介護保険の給付対象となる福祉用具の種類

腰掛便座、自動排泄処理装置の交換可能部品、入浴補助用具、簡易浴槽、移動用リフトのつり具の部分、スロープ、歩行器、歩行補助つえ

※給付対象にならないものもありますので、必ず事前にケアマネジャーや福祉用具販売事業者などにご相談ください。

3 支給限度基準額

支給限度基準額は介護度に関わらず、**同一年度内（4月1日～翌年3月31日）で10万円が上限です**（購入日が基準日）。

4 費用

福祉用具の購入にかかる費用の1割、2割又は3割

※領収日時点の利用者負担割合が適用されます。

※限度額を超えた場合、超えた部分については全額自己負担になります。

5 支給方法の種類

償還払い・・・被保険者が購入費用の全額を事業者に支払った後に、保険給付分が町から被保険者へ給付されます。

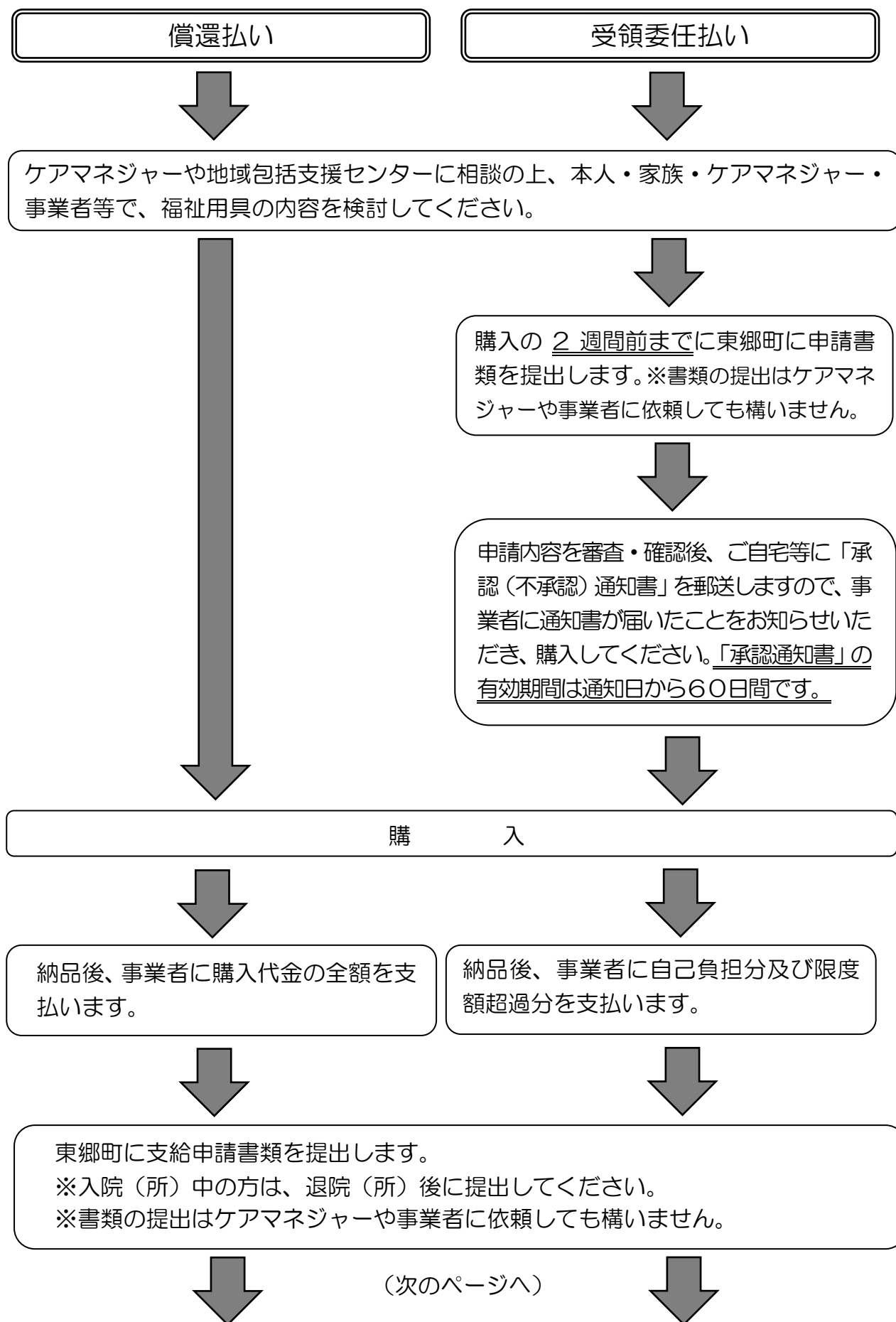
受領委任払い・・・被保険者が購入費用の自己負担分の金額のみを事業者支払い、町が事業者へ保険給付分を直接支払う方法です。

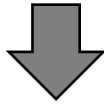
◆受領委任払いの注意点◆

- ① 東郷町が認めた登録事業者から購入する場合のみ利用できます。（受領委任対象事業者一覧は東郷町のホームページで確認できます。）
- ② 病院等に入院中の方は、退院後にのみ支給申請が可能です。（一時帰宅中の支給申請は認められません。）そのため、退院できない場合は、全額自己負担していただくことになります。
- ③ 介護保険料の滞納があり、給付制限（支払方法変更）を受けている方はご利用できません。

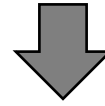
6 福祉用具購入の手続き方法（申請の流れ）

※「7、8 申請に必要な書類」もあわせてご確認ください。





支給申請書の書類内容等を確認・審査後、被保険者本人あてに「支給（不支給）決定通知書」を送付します。
支給決定された月の末日に被保険者が指定する金融機関の口座に福祉用具購入費が振り込まれます。



支給申請書の書類内容等を確認・審査後、被保険者本人あてに「支給（不支給）のお知らせ（受領委任）」を送付します。
支給決定された月の末日に事業者が指定する金融機関の口座に福祉用具購入費が振り込まれます。

介護給付費適正化事業として、福祉用具の点検・確認を、事前又は事後訪問により行っています。

そのため、事前にご連絡したのち町職員が自宅にお伺いして、福祉用具の利用状況等の確認をさせていただくことがありますので、ご理解とご協力をお願いします。なお、訪問による確認後、介護保険対象外と認められた場合、福祉用具購入費を返金・自己負担していただく場合があります。

7 受領委任払い承認申請に必要な書類（受領委任払いの場合のみ）

- (1) 介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費受領委任払い承認申請書
- (2) 見積書
- (3) パンフレットなど購入予定の福祉用具が確認できるもの

※購入内容を変更する場合は、購入前に再度申請書類一式を提出してください。

8 支給申請に必要な書類（購入後）

- (1) 介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給申請書 又は、
介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給申請書（受領委任払い用）
- (2) 領収証
- (3) パンフレットなど購入した福祉用具が確認できるもの（償還払いのみ）

介護保険の給付対象となる福祉用具の種類や提出書類の留意事項等、詳しくは『介護保険福祉用具購入のご案内』をご確認ください。

【事業に関するお問合せ】

〒470-0198

東郷町大字春木字羽根穴1番地

東郷町役場 高齢者支援課 介護保険係

☎0561-56-0735（直通）